

知事コメント

令和4年3月15日

- 本日、甲府地方裁判所において、山中湖畔県有地に関する住民訴訟の判決が言い渡されました。
- 判決では、
「本件訴訟の住民訴訟としての意義及び目的は、別件訴訟における山梨県の別件反訴の提起により既に達せられているというべき」という理由から、形式的に訴えの利益がないものとして却下となりました。
- すなわち、
 - ① 県と富士急行との契約が違法無効であるのか、また賃料が適正であるか否かなど中味の判断については、反訴に委ねられました。
 - ② 従って、県の富士急行に対する当該県有林に係る損害賠償請求権等の存否が判断されたわけではありませんので、誤解なきようお願い致します。
- 本日の判決では、県の富士急行に対する請求権の存否は判断されず、これについては、別に進行している富士急行から提起された訴訟等及び県からの反訴での判断に先送りされた形となりましたが、これらの訴訟等ないし反訴において、

県の主張が認められるよう、引き続き全力で訴訟を迫り参ります。

- 改めて申し上げるまでもなく、県有地は、山梨県民全体の最大の財産です。この県有地からどのようにして、県民全体の利益と豊かさを生み出せるのか。大きな価値のある財産を、合理的な理由無く廉価で貸与することは許されず、現在の状況（現況）に照らして適切に評価し、適正な収益を県民に還元することこそ、行政が果たすべき正義です。
- 今般の住民訴訟を契機として、山梨県は、真に県民第一を実現するため、この正義の実現に向けて大きく舵を切りました。
- 既成事実や慣例・慣行が前提となり、あるいは状況の変化に応じた議論が更新されず、過去に縛られ続けるだけの行政のあり方は、過去のものとなりつつあります。
- 議会を含めた全県民は、すでに判決を待たずに一歩も二歩も前へと踏み出しています。今後、訴訟の展開如何にかかわらず、県民全体の利益のために、県有地を含む県民資産の価値を最大にするという方向と流れは、いささかも揺らぐことはありません。